

## 第25回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年10月28日(月)午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(4人)

吉水 隆
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員(1人)

田中 秀和

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第2号 農用地利用配分計画案について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

議 長 ただいまから第25回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総

会を進行いたします。なお、農地利用最適化推進委員のうち田中委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告は特段ありませんので省略いたします。

議長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について及び、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については関連性がありますので、まとめて事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、2件の報告をいたします。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

解約の理由につきまして、2件とも貸出人のKさんが当該地番の耕地を親族に贈与するために一旦解約する必要が生じ、このたびの合意解約が通知されました。これに伴い、農地法第3条の規定による許可申請について、続けて説明いたします。議案書2ページをご覧ください。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

譲渡人であるKさんは自身が後期高齢世代になったことにより、家族に跡継ぎのいない状態ではこのまま当該耕地を維持することが困難となることから本家である譲受人のNさんに贈与することの話し合いがあり、この度の申請がされました。Nさんには定年後に就農予定のご家族がおり、なお、以前にも同じ事情・内容での許可申請があり許可がされました。Nさんも後期高齢世代であることから、ご家族が就農するまでは、本耕地を取得した後もこれまでと同じ耕作者に任せたいとの意向があります。

説明は以上になります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり報告第1号について受理したうえ、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員賛成ですので議案第1号は原案のとおり許可といたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書3ページをご覧ください。  
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事 務 局 所有権移転売買後の宅地転用の内容であります。本案件は違反転用による始末書付きの事後申請案件となります。当該土地は譲受人の所有する宅地と、そこに接続される小面積かつ不整形な畑地目の土地であり、現在、譲受人の住居が建つ敷地内の一部となっております。始末書の内容では、譲受人の既に亡くなっている祖母が、昭和28年に敷地を借りて住宅を建築しその後も住宅敷地として継続して使用し現在に至るところでありましたが、このたび当該敷地を購入する運びとなり調査をしたところ申請地の登記地目が畑であることが解ったということでありました。譲渡人も先代の方とのやり取りであった為、現況からしても当該土地は隣接する宅地地目の一部と認識していたとのものであります。判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり生産性の低い第2種農地の内の「その他の農地」と判断できます。

説明は以上です。

議 長 地区担当の3番・岡田委員、補足説明等がありましたら願います。

3 番 10月9日(金)に現地確認をして参りました。現地は議事資料の写真のとおり宅地の一部として乗り入れと植え込みとしての使用を確認しました。確認時に譲受人にも確認しましたが現在の土地の所有者及び使用者の故意によるものではなく、なお、始末書の内容にも双方とも反省と取れる文面の内容を確認しております。この許可の判断につきましては、先ほど事務局が説明したとおり生産性の低い第2種農地の内の「その他の農地」と判断され、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。  
説明は以上です。

議 長 　　ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議 長 　　全員賛成ですので議案第2号は原案のとおり許可といたします。

議 長 　　続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。また、中間管理事業の案件が1件ありますので報告第2号の農用地利用配分計画案についても続けて説明願います。

事 務 局 　　議案第3号について説明します。議案書4ページからご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定3件、新規設定7件の申請がありました。新規7件のうち、5件のJAの円滑化転貸事業、1件の中間管理事業があります。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事 務 局 　　以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

引き続き報告第2号 農用地利用配分計画案となりますが中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

農用地利用配分計画は新潟県が公告（告示）し、決定することになっており、特に農業委員会での議決事項ではありませんが、中間管理事業を利用した出し手の農地の受人について出雲崎町農業再生協議会で作成した農用利用配分計画案を農業委員会では意見を付せることになっており、委員のみなさんに把握していただくためこの場で報告させていただいております。総会后、農業委員長名により農用地利用配分計画案として農林公社（中間管理機構）へ提出し、農林公社から新潟県へ提出されます。

以上で説明を終わります。

議 長 　　この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

1 番 番号4から14について、以前はだれが耕作をしていたのでしょうか。賃借権設定も終了していたのですか。

事務局 賃借権設定は既に終了しておりました。以前は大字小竹のTさんが入り作で耕作をされていました。転作カウントをされていた耕地もありましたが減反政策も終了したのもありJAに新しい耕作者の相談に行った結果、地元の担い手を中心に話がまとまったようであります。

議長 他に、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 他に、ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可し、報告第2号について受理することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第3号は原案のとおり許可とし、報告第2号を受理いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員から発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第25回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和元年10月28日

議長 長 ⑩

議事録署名委員  
3 番 ⑩

議事録署名委員  
4 番 ⑩